

デイサービスセンター箱田苑運営規程
(介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業)
【介護予防通所介護相当】

社会福祉法人 敬 羨 会

デイサービスセンター箱田苑運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人敬愛会が開設するデイサービスセンター箱田苑（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（介護予防通所介護相当）（以下「事業」という。）は、居宅において要支援状態にある高齢者に対し、適切な介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（介護予防通所介護相当）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、福祉サービスを提供する。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンター箱田苑
- (2) 所在地 府中市木野山町79番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 1名（常勤で生活相談員を兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生 活 相 談 員 2名（常勤）
生活相談員は、介護サービス利用に係る又は生活全般に係る相談業務を行う。
- (3) 看 護 職 員 3名（常勤）
看護職員は、利用者の健康管理及び健康相談等看護業務を行う。
- (4) 介 護 職 員 7名（常勤5名、非常勤2名）
介護職員は、ケアプランに基づき利用者の生活援助サービスを提供する。
- (5) 機能訓練指導員 3名（看護職員が兼務）
機能訓練指導員は、ケアプランに基づき利用者に機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から土曜日までとする。
- (2) 営 業 時 間 午前8：30から午後5：30までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9：00から午後4：30までとする。

（介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（介護予防通所介護相当）の利用定員）

第6条 指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（介護予防通所介護相当）利用定員は、30人とする。（介護給付サービス定員を含む）

（介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（介護予防通所介護相当）の内容）

第7条 介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（介護予防通所介護相当）の内容は、次のとおりとする。

- （1）送迎
- （2）健康チェック
- （3）食事サービス
- （4）入浴サービス
- （5）生活指導
- （6）日常動作訓練
- （7）レクリエーション
- （8）選択的サービス（運動機能向上サービス・口腔機能向上サービス）

（利用料その他の費用の額）

第8条 介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（介護予防通所介護相当）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとするものとし、介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（介護予防通所介護相当）が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。

2 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常の実施地域を超えた地点から、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。

3 前2項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- （1）食費 1食あたり 680円（おやつ代を含む）
- （2）おむつ代 紙おむつ（別紙による）
- （3）前各号に掲げるもののほか、（介護予防通所介護相当）の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの（実費）

4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 事業所の通常の実施地域は、次のとおりとする。

府中市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- （1）利用者は、喫煙する場合は、決められた場所で喫煙することとする。
- （2）機器類の使用については、職員の指示又は操作によるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第 11 条 介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（介護予防通所介護相当）は、介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（介護予防通所介護相当）を実施中に、利用者の病状急変、その他緊急事態が生じたときは、事業所「緊急マニュアル」を参考に速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第 12 条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年 2 回以上、避難・救出訓練を行う。

（苦情の解決）

第 13 条 事業所は、事業に対する苦情に適切に対処するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を定めるものとする。

（その他の運営に関する重要事項）

第 14 条 事業所は、介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（介護予防通所介護相当）従業者の資質向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

（2）継続研修 年 1 回

（3）その他の研修

2 従業者または従業者であった者は、正当な理由がなく、その職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことなく保持する。

3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人敬羨会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2006 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2008 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2008 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2011 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2012 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2012年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年 8月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年 8月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年 7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年 1月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年 1月1日から施行する。

別紙

<おむつ代>

①	ラビ°-尿取りパット	1枚	15円
②	メディパットパットL	1枚	15円
③	メディパアクティ-	1枚	30円
④	メディパアクティ-スパー-	1枚	45円
⑤	メディパンツM	1枚	75円
⑥	メディパンツL	1枚	83円
⑦	多比良おむつカバー-F	1枚	2,320円
⑧	多比良おむつカバー-K	1枚	2,530円
⑨	多比良おむつカバー-XK	1枚	2,850円